

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（令和 2 年 5 月 20 日）

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を 3 年以上にわたって提出していないため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人みちのく復興の会
事務所所在地 仙台市太白区山田新町 84 番地 カマタビル 2F
設立認証日 平成 23 年 7 月 27 日